

## 避難生活による精神的損害（要介護者等への増額） に係る賠償（2回目）について

**要介護状態等のご事情をお持ちの方に対する精神的損害の増額賠償（2回目）の請求が始まりました。**

### ○支払対象者

事故発生時において、避難等対象区域内（双葉町は町内全域が該当します）に生活の本拠を有していた方で、次の①および②の方を対象といたします。

① 要介護状態等のご事情をお持ちの方	<p>事故発生時以降において、日常生活を送るにあたり介護等が必要とされる「<u>要介護状態等のご事情をお持ちの方</u>」で、避難生活等において負担が大きいと認められる方。なお、「<u>要介護状態等のご事情をお持ちの方</u>」とは、以下のいずれかに該当する方、もしくは同等のご事情をお持ちの方になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証により、「<u>要介護5～1</u>」の認定を受けていることが確認できる方</li> <li>・身体障害者手帳により、「<u>身体障害等級1～6級</u>」の認定を受けていることが確認できる方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳により、「<u>精神障害等級1～3級</u>」の認定を受けていることが確認できる方</li> <li>・療育手帳により、「<u>障がいの程度 A または B</u>」の認定を受けていることが確認できる方</li> </ul> <p>※上記と同等のご事情をお持ちであることを証明書類等により確認できる場合は、個別の対応となります。</p>
② 恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方	<p>事故発生時以降において、「日常生活を送るにあたり恒常的に介護が必要な方」を介護しておられる方で、避難生活等において負担が大きいと認められる方。なお、「<u>日常生活を送るにあたり恒常的に介護が必要な方</u>」とは、以下のいずれかに該当する方、もしくは同等のご事情をお持ちの方になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証により、「<u>要介護5または4</u>」の認定を受けていることが確認できる方</li> <li>・身体障害者手帳により、「<u>身体障害等級1級または2級</u>」の認定を受けていることが確認できる方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳により、「<u>精神障害等級1級</u>」の認定を受けていることが確認できる方</li> <li>・療育手帳により、「<u>障がいの程度 A</u>」の認定を受けていることが確認できる方</li> </ul> <p>※上記と同等のご事情をお持ちであることを証明書類等により確認できる場合は、個別の対応となります。</p>

### ○1回目との変更点

提出する証明書類等に記載されている認定期間・要介護状態等にもとづき、請求対象期間の各月ごとに賠償金額を計算します。（3回目以降も同様の取扱いとなる予定です。）

### ○請求対象期間

平成25年12月1日から平成26年5月31日までの間で「避難生活等による精神的損害」の賠償について合意済みの期間のうちで、①要介護状態等のご事情をお持ちの方に

については「要介護状態等の認定を受けられていた期間」、②恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方については「恒常的に介護が必要な方が要介護状態等の認定を受けられていた期間のうち、その方を恒常的に介護していた期間」が対象となります。

### ○請求の際に必要な証明書類等

- ・介護保険被保険者証の写し
- ・身体障害者手帳の写し
- ・精神障害者保健福祉手帳の写し
- ・療育手帳の写し
- ・上記4種類の証明書類以外に、要介護状態等にあることを確認できる証明書類等の写し

### ○要介護状態等にもとづく追加賠償額

要介護状態等		賠償金額（月額）	
		要介護者（円）	介護者（円）
介護保険被保険者証をお持ちの方	要介護5・4	20,000	10,000
	要介護3・2	15,000	
	要介護1	10,000	
身体障害手帳をお持ちの方	身体障害者等級1級・2級	20,000	10,000
	身体障害者等級3級・4級	15,000	
	身体障害者等級5級・6級	10,000	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	精神障害等級1級	20,000	10,000
	精神障害等級2級	15,000	
	精神障害等級3級	10,000	
療育手帳をお持ちの方	障がいの程度A	20,000	10,000
	障がいの程度B（B-1相当）	15,000	
	障がいの程度B（B-2相当）	10,000	

### ○追加賠償の請求書類について

追加賠償については、希望される方が東京電力に連絡することで請求書が送付されますので、追加賠償を希望される方や不明な点がある方は、下記の問い合わせ先までご連絡願います。

また、1回目の賠償対象期間（平成23年3月11日から平成25年11月30日）の間で要介護状態等のご事情をお持ちであった方で、まだ1回目のご請求をされていない方についても、2回目と併せて請求ができますので下記までご連絡願います。

#### 【問い合わせ先】

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室  
 電話：0120-926-404  
 受付時間：午前9時から午後9時